

平成 27 年 12 月 7 日

日本助産学会  
会員 各位

一般社団法人 日本助産学会  
理事長 高田 昌代

### 産科医療補償制度の補償申請期限に係る周知について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素は本会の事業運営に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび産科医療補償制度を運営している公益財団法人日本医療機能評価機構より、別添の「産科医療補償制度の補償申請期限に係る周知について（協力依頼）」のとおり特段の協力依頼がありました。

本学会といたしましても、補償対象と考えられる児が補償申請期限を過ぎたために補償申請ができなくなるといった事態が生じないよう、この制度の周知を継続的に行うことが重要であると考えています。

つきましては、別添の資料をご確認いただき、補償対象と考えられる児の補償申請が満5歳の誕生日の補償申請期限を迎える前に行われるよう、昨年引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、この制度は平成27年1月に制度の改定が行われましたが、児の満5歳の誕生日までという補償申請期限に変更はありません。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具